

プレ浦添市産業まつり IN てだこウォーク 2018 出店（展）要項

1 目的

本市の産業を地域住民へ広く PR するとともに、市の特産品・商品の展示や即売などを行い、地域住民とのコミュニケーションと地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2 名称

プレ浦添市産業まつり IN てだこウォーク 2018

3 開催期日及び時間

平成 30 年 2 月 3 日（土） ・ 4 日（日） 午前 9 時～午後 5 時

※荒天中止（屋外）の場合がある

4 開催場所

浦添運動公園内（屋外・屋内）

5 主催

てだこの都市・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」実行委員会/浦添市/浦添市教育委員会

6 共催

浦添市観光協会/（一社）日本ウォーキング協会/沖縄県ウォーキング協会/浦添市健康ウォーキング協会/(株)沖縄タイムス社/琉球放送(株)

7 後援

沖縄県/(一財)沖縄観光コンベンションビューロー/沖縄県中部市町村会/南部広域市町村圏事務組合/NHK 沖縄放送局/(株)エフエム沖縄/FM21(株)

8 特別協賛

沖縄電力(株)/オリオンビール(株)/沖縄明治乳業(株)/(株)久米島の久米仙/エッカ石油(株)/沖縄食糧(株)/沖電企業(株)/沖縄県農業協同組合浦添支店/沖縄プラント工業(株)/琉球セメント(株)/福山商事(株)/(一社)沖縄県建設業協会浦添・西原支部/アウトドアショップNEOS/浦添電業会/浦添郵便局+浦添市内郵便局/(株)メイクマン/てだこの都市設計協力会/(株)ジムキ文明堂/(株)佐久本工機/沖電開発(株)/パイオニア電設(株)/(株)大成ホーム/(株)ナイン/沖縄県自動車整備振興会浦添支部/(一社)生命保険協会/浦添市管工事事業協同組合/フォーモストブルーシール(株)/(株)松川オート/(株)ファッションキャンディ/(株)大塚製薬工場/ムーンオーシャン宜野湾ホテル&レジデンス/沖縄コカ・コーラボトリング(株)/(株)サンエー

9 事務局

てだこの都市・浦添「あまくま歩っちゅん浪漫ウォーク」実行委員会 物産部会
（浦添市 市民部経済観光局 産業振興課）

10 目標設定

来場者数 3,000 人

売上額 4,500 千円

出展者数 ①屋外 最大 56 ブース ②屋内 最大 18 ブース

11 会場レイアウト及びイベント

(1) 大きな展示物及び飲食等で火気等を使用する者は事務局で指定する

(2) 会場のレイアウトは、事務局で調整する

(3) イベントは、事務局で調整する（屋内ステージにて事業所紹介。実施しない場合も有）

(4) 前 3 号にないものは、事務局で調整する

12 出店（展）申込等

- (1) 申込期間 平成30年1月12日(金)～1月19日(金) 土・日曜日除く
- (2) 申込先 浦添市 市民部経済観光局 産業振興課
- (3) 説明会 平成30年1月23日(火) 15時30分 場所：浦添市中央公民館 3階ホール

13 出店(展)資格及び出店(展)料

- (1) 参加資格 市内で事業を営む者であること
- (2) テント規格
 - ①屋外 最大56ブース
2間 × 4間 (3.6m×7.2m) 10張 メインゲート坂
2間 × 4間 (3.6m×7.2m) 4張 市民体育館前
1ブース @ 1間×2間 1.8m(横)×3.6m(奥行) 最大57ブース
 - ②屋内 最大18ブース
1ブース @ 1間×2間 1.8m(横)×3.6m(奥行) 最大18ブース
- (3) 陳列棚等は各自対応。(1ブースあたりテーブル2台、イス2台有)
- (4) 出店(展)料 1ブース 10,000円 (電気料金は、別途)
規格外(1張りを超える申込)の場合は、事務局で判断する。
テント及び発電機等は、事務局で準備するが、水については、各事業者にて対応すること。

14 出店(展)料の納付

- (1) 出店(展)料は、説明会(平成30年1月23日(火))にて納付すること
- (2) 既に払い込んだ出店(展)料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しない
 - ① 天候不良、又は災害等により、主催者がプレ産業まつりを中止すると判断した場合
 - ② 感染性の疾病(インフルエンザ等)の蔓延、または蔓延する恐れがあり、主催者がプレ産業まつりを中止すると判断した場合

15 ごみ処理

ごみは、各自出展業者の責任で処理するものとするものとする。

16 商品等の搬入・搬出

- (1) 搬入期日 平成30年2月2日(金) 14時～17時 ※管理については、自己責任となります。
平成30年2月3日(土) 7時～9時 (※車の乗入れ8時まで)
- (2) 搬出期日 平成30年2月4日(日) 17時～18時

17 出店(展)条件

- (1) 商品には、品名、価格等を必ず表示すること。
- (2) 各出店(展)所は、販売員または商品の説明者を必ず配置すること。
- (3) 店舗の紹介や商品の特徴等をPRに努めること。パネル及び印刷物で商品紹介するなど。
- (4) 法令により許可証を必要とする出店(展)者は自己の責任により当該許可を事前に受け許可証を必ず掲示すること。(掲示しない場合は出店(展)を取り消します。)
- (5) 電力使用は、1回路とする。(2回路以上利用希望者は、事務局と要相談)
- (6) 火器類を扱う場合は、てだこ緑化会より許可を受けることとする(別途費用500円)。

18 商品販売等

- (1) 指定された小間やテント以外での商品販売は行わないこと。
- (2) 店舗の装飾は各自で行い、隣接する小間に支障がないよう注意すること。
- (3) 未成年者への酒(アルコール)類の販売を禁止する。

- (4) 各出店(展)者は、まつり終了後2月9日までに別紙アンケートに協力すること。
- (5) 食品販売者は食中毒など事故が起きぬよう商品管理に万全を期すこと。

19 会場警備

まつり期間中、万一盗難等にあった場合、主催者はその責任を負いませんので、商品や備品等の管理は出店(展)者の責任において万全を期すこと。

20 その他

- (1) 事務局より、各出店(展)所への貸出しは1ブースに対し基本的にテーブル2台・イス2脚とする。また、貸出すテーブル・イス等を紛失した場合は、その店舗に賠償請求する場合がある。
- (2) 駐車場は、指定駐車場を利用すること。一般駐車場の利用は控えること。
また、搬入時間外での荷物の積み下ろしは行わないこと。
- (3) 飲食出店(展)者は、残飯等を排水に流さないこと。
- (4) 出店(展)者のごみは会場に捨てずに必ず持ち帰ること。
- (5) 業種ごとにリスクに対応した保険(PL保険・施設賠償責任保険)に加入すること。